

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例（令和元年条例第一号）の一部改正【第一条関係】

新旧対照表

改正後	改正前	根拠省令
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>[追加]</p>	<p>【インクルーシブ保育】</p>
<p>第八条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p><u>9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直</u></p>	<p>第八条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>[追加]</p>	<p>【インクルーシブ保育】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第四十二条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>	<p>【安全計画の策定等の義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> 第四十二条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p> <p>第四十八条 削除</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第四十八条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その</p>	<p>【児童の所在確認の義務化】</p> <p>【送迎用バスの安全装置装備の義務化】</p> <p>【懲戒に係る関連条項の削除】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p>(従業者の員数等) 第六十一条 [略] 2 [略] <u>3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(準用) 第六十四条 第六条、第九条及び第四節（第十三条、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十七条第一項、第三十三条、第三十五条_____並びに第五十三条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(従業者の員数) 第六十九条 [略] 2・3 [略] <u>4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援</u></p>	<p><u>権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(従業者の員数等) 第六十一条 [略] 2 [略] [追加]</p> <p>(準用) 第六十四条 第六条、第九条及び第四節（第十三条、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十七条第一項、第三十三条、第三十五条、<u>第四十八条</u>並びに第五十三条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(従業者の員数) 第六十九条 [略] 2・3 [略] [追加]</p>	<p>【インクルーシブ保育】</p> <p>【その他】</p> <p>【インクルーシブ保育】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第九十八条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項及び第五項を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十条の二、<u>第四十二条の二、第四十二条の三第一項</u>、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで及び第七十七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第九十七条」と、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第百三条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項及び第五項を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第</p>	<p>(準用)</p> <p>第九十八条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項及び第五項を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十条の二、<u>第四十三条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで及び第七十七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第九十七条」と、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百三条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項及び第五項を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第</p>	<p>【その他】</p> <p>【その他】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p>四十条の二、<u>第四十二条の二、第四十二条の三第一項</u>、第四十三条、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第七十七条及び第九十五条から第九十七条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「<u>第百三条において準用する第九十七条</u>」と、第二十八条第一項及び第二十九条中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、第四十五条第一項中「<u>従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関</u>」とあるのは「<u>従業者の勤務の体制</u>」と、第五十六条第二項第二号中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附則 [略] ※青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第六条関係】新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>四十条の二、<u>_____</u>、第四十三条、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第七十七条及び第九十五条から第九十七条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「<u>第百三条において準用する第九十七条</u>」と、第二十八条第一項及び第二十九条中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、第四十五条第一項中「<u>従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関</u>」とあるのは「<u>従業者の勤務の体制</u>」と、第五十六条第二項第二号中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と読み替えるものとする。</p>	